2015　年度

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

(1)　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都
特定テナント等事業者	東京都水産物卸売業者協会
特定テナント等事業者	東京シティ青果株式会社
特定テナント等事業者	築地市場青果連合事業協会
特定テナント等事業者	一般財団法人　東京都中央卸売市場環境整備協会

(2)　指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場築地市場			
事業所の所在地			東京都中央区築地五丁目２番１号			
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く	地方公務	
		産業分類名	地方公務			
	事業所の種類	主たる用途	卸売市場			
		建物の延べ面積（熱供給事業所にあっては熱供給先面積）		前年度末 278,525.66 ㎡	基準年度 283,201.00 ㎡	
		用途別内訳	事務所	前年度末 44,916.67 ㎡	基準年度 45,647.00 ㎡	
			情報通信	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			放送局	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			商業	前年度末 50,543.10 ㎡	基準年度 50,640.00 ㎡	
			宿泊	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			教育	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			医療	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			文化	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			物流	前年度末 107,297.76 ㎡	基準年度 88,656.00 ㎡	
			駐車場	前年度末 72,758.95 ㎡	基準年度 95,354.00 ㎡	
			工場その他上記以外	前年度末 3,009.18 ㎡	基準年度 2,904.00 ㎡	
事業の概要			築地市場は、水産物、青果物を取り扱う市場で、特に水産物については世界最大級の取り扱い規模である。概要は次のとおりである。 取扱品目：水産物で約480種類、青果物で270種類。 取扱数量：水産物　452,415 トン　,4350億2千3百万円 青果物　292,462トン　863億6千2百万円 一日入場者数：約42,000人			
敷地面積			230,836.00 ㎡			

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

（1-2）　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）

(3)　担当部署

計画の担当部署	名　　称		東京都中央卸売市場築地市場設備課
	連絡先	電　話　番　号	03(3547)8044
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	03(3547)8084
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	S0200185@section.metro.tokyo.jp
公表の担当部署	名　　称		東京都中央卸売市場管理部市場政策課
	連絡先	電　話　番　号	03(5320)5743
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	03(5388)1590
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	S0000659@section.metro.tokyo.jp

(4)　地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☑ホームページで公表	アドレス：　http://www.shijou.metro.tokyo.jp
	☑窓口で閲覧	閲覧場所：　東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		所在地：　東京都新宿区西新宿二丁目８番１号
		閲覧可能時間 9:00-17:00
	□冊子	冊子名：
		入手方法：
	□その他	

(5)　指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009　年度	事業所の使用開始年月日	◉ 平成18年3月31日以前	
特定地球温暖化対策事業所	2009　年度		○ 平成18年4月1日以降	年　月　日

2　地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

築地市場は運用面での以下の３点を考慮して地球温暖化対策に取り組む。
１．最終年度における温室効果ガスの排出見込みは、基準年度比▲１７％以上とする。
２．場内の従業員にポスターその他で省エネルギー実施を呼びかける。
３．「築地市場温暖化対策・省エネルギー等推進員会議」の定期的な開催し、省エネルギーの必要性を確認する。

3　地球温暖化の対策の推進体制

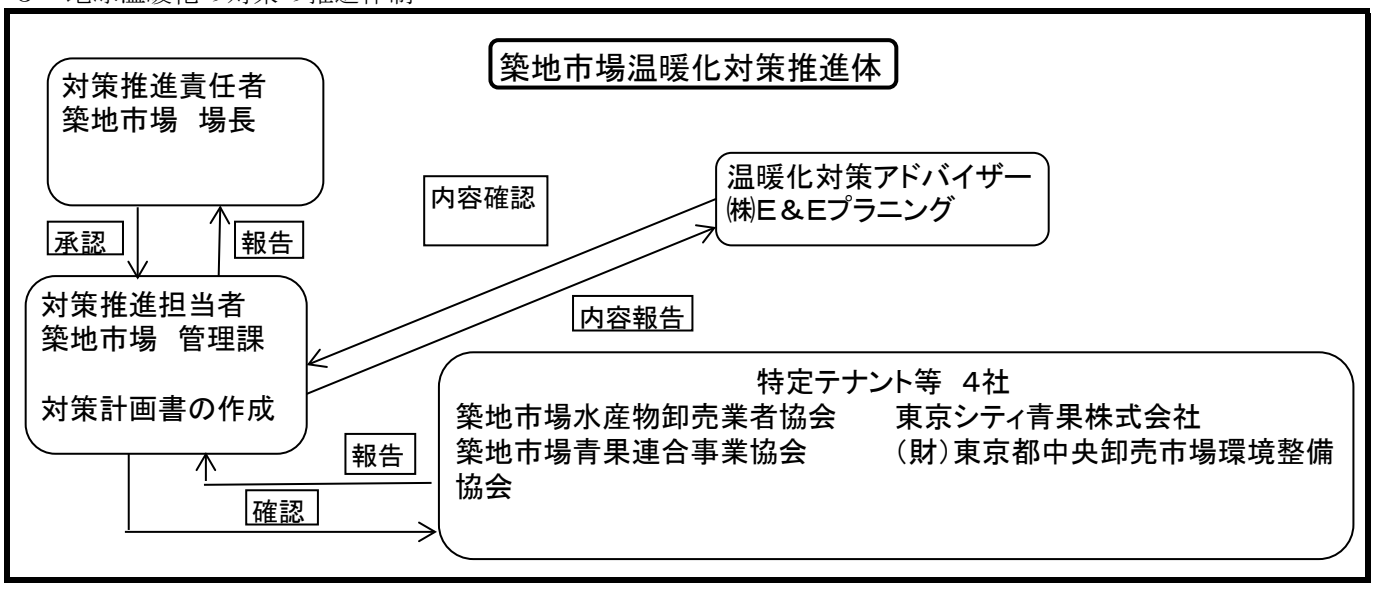

4　温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1)　現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015　年度から　2019　年度まで

削減目標	特定温室効果ガス	築地市場存続期間中、温室効果ガスの排出量削減量を基準年度比で▲１７％以上とする。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水等の呼びかけを行い、上水の使用量削減を目指す。

削減義務の概要	基準排出量	36,519	t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	Ⅰ－1
	排出上限量（削減義務期間合計）	151,555	t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17.0%

(2)　次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020　年度から　2024　年度まで

削減目標	特定温室効果ガス	2016年に移転予定のため定めない。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	2016年に移転予定のため定めない。

5　温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1)　温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO_2）		27,449	25,364	24,424	24,248	23,921
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO_2）					
	メタン（CH_4）					
	一酸化二窒素（N_2O）					
	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（HFC）					
	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF_6）					
	上水・下水	118	133	127	138	110
合計		27,567	25,497	24,551	24,386	24,031

(2)　建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	98.6	91.1	87.7	87.1	85.9

6　総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1)　基準排出量の算定方法

◉過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2004,2005,2006年度 ）
○排出標準原単位を用いる方法	
○その他	算定方法：（ ）

(2)　基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3)　削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅰ－1

(4)　削減義務期間

2010	年度から	2014	年度まで

(5)　優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6)　年度ごとの状況　　単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	30,235	30,235	30,235	30,235	30,235	151,175
	削減義務率(B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量(C＝ΣA-D)						139,085
	削減義務量(D＝Σ(A×B))						12,090
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	27,449	25,364	24,424	24,248	23,921	125,406
	排出削減量(F＝A－E)	2,786	4,871	5,811	5,987	6,314	25,769

(7)　特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

１．事業者の営業活動、特に取扱数量
卸売市場の経済活動の活発さを表す端的な指標であり、取扱量の増加とエネルギー消費量などの環境負荷の増加は、基本的に比例する。取扱数量に依らず、開設者・業界による設備改修、運用改善等の温暖化対策によって温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。
２．場内利用車の電動化の進捗度
場内で荷役に用いられる車両（ターレット、フォークリフト等）について、電動化の推進を図っているが、その進捗度は排出量の増減の要因となる。電動化を進め温室効果ガスの排出を低減させる必要がある。

7　温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策Ｎｏ	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	150100	15_受変電設備の管理	受電用特高変圧器の切替運転	2015年度～	第二期計画期間においても継続実施
2	150200	15_照明設備の運用管理	高効率ランプへの更新	2015年度～	基本的に2010年度までに完了したが、テナント部分等を含め球の交換時等に考慮する。
3	150100	15_受変電設備の管理	トップランナー変圧器の導入	2015年度～	旧制度（2009年度まで）中に完了し、継続使用中
4	150200	15_照明設備の運用管理	屋外照明の高効率化	2015年度～	基本的に2010年度までに完了したが、電球の交換時等に考慮する。
5	150200	15_照明設備の運用管理	インバータ照明器具の設置	2015年度～	基本的に2010年度までに完了したが、電球の交換時等に考慮する。
6	130300	13_換気設備の運転管理	温湿度の適正管理	2015年度～	第二期計画期間も継続実施する。
7	130100	13_空気調和の管理	駐車場CO2等濃度制御システムの導入	2015年度～	第二期計画期間においても継続実施
8	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	ターレット式構内運搬自動車の電動化	2015年度～	移転を控え2014年度以降電動化ターレット用の電源設備の増設は行っていないが、使用者に電動化を図るよう要請している。
9	340500	34_熱の動力等への変換の合理化に関する措置	フォークリフトの電動化	2015年度～	移転を控え2014年度以降電動化フォークリフト用の電源設備の増設は行っていないが、使用者に電動化を図るよう要請している。
10					
11					
12					
13					
14					
15					

7　温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
		【その他ガス削減量の削減の計画及び実施の状況】			
51					
52					
53					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
61					
62					
63					

８　事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

以下、項目７で記載した対策について述べる。

対策１「受電用特高変圧器の切替運転」
　当市場内にある特別高圧電気用の変圧器について、従来は２台並列運転としていたものを、１台単独運転に変更することにより、変圧器内での損失を半減させたものである。
　旧制度中に実施し、特に問題もなく効果が確認できた。今後も継続使用する。

対策２「高効率ランプへの更新」
　当市場では、主に屋内で生鮮食料品を取引することから、水産物仲卸業者を中心に白熱球が使用されてきたが、省エネ的な観点から「電球型蛍光灯」への交換を場内業者にお願いしている。
　更新は旧制度中から2010年度まで実施し、一定の成果をあげており、今後も電球の交換時等に高効率ランプへの更新を検討する。

対策３「トップランナー変圧器の導入」
　当市場がもつ１６０台の変圧器について、順次トップランナー基準のものに更新を行なっていくことで、無負荷損の低減をはかる。
　更新予定の置き換えは完了し、一定の成果をあげ継続使用し省エネに寄与している。

対策４「屋外照明の高効率化」
　当市場がもつ７８７灯の高圧水銀ランプをメタルハライドランプに順次更新していくことで、電力使用量を削減する。
　今後も電球の交換時期等に高効率照明の採用を検討する。

対策５「インバーター照明器具の設置」
　場内の通路照明を中心に、蛍光灯（４０W型）を（Hf３２型に）更新することで、必要な電力を削減する。
一定の成果をあげており省エネに寄与している。

対策６「温湿度の適正管理」
　東京都の事務室において、室内温度を夏季２８度、冬季２０度に設定することで、必要なエネルギー量の低減をはかる。一定の効果をあげており、第二期計画期間においても継続実施する。

対策７「駐車場ＣＯ2濃度システムの導入」
　勝どき門立体駐車場の地下において、換気設備はタイマー制御運転とされていたが、ＣＯ2濃度制御を導入し、換気風量、運転時間等を必要最低限とする。
一定の成果をあげることができたので、今後も継続使用することにしている。

対策８「ターレット式構内運搬自動車の電動化」
　当市場内で荷役に利用されるターレット式構内運搬自動車について、使用燃料としてガソリンが使用されている。これを電動車への更新することで、CO2排出量の低減をはかる。
旧制度中から実施しており、一定の成果をあげることができたので、今後もテナント事業者に電動化の実施を要請していく。

対策９「フォークリフトの電動化」
当市場内で荷役に利用されるフォークリフトについて、使用燃料としてＬＰＧとガソリンが使用されている。これを電動車へ更新することで、CO2排出量の低減をはかる。
旧制度中から実施しており、一定の成果をあげることができたので、今後もテナント事業者に電動化の実施を要請していく。